

こども家庭センターの運営と相談支援体制の強化について

1 これまでの経緯

令和4年6月に児童福祉法等の一部を改正する法律が成立し、本区においては、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもの包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」機能を備えた支援体制を令和6年4月1日に整備することとした。

2 こども家庭センターの運営

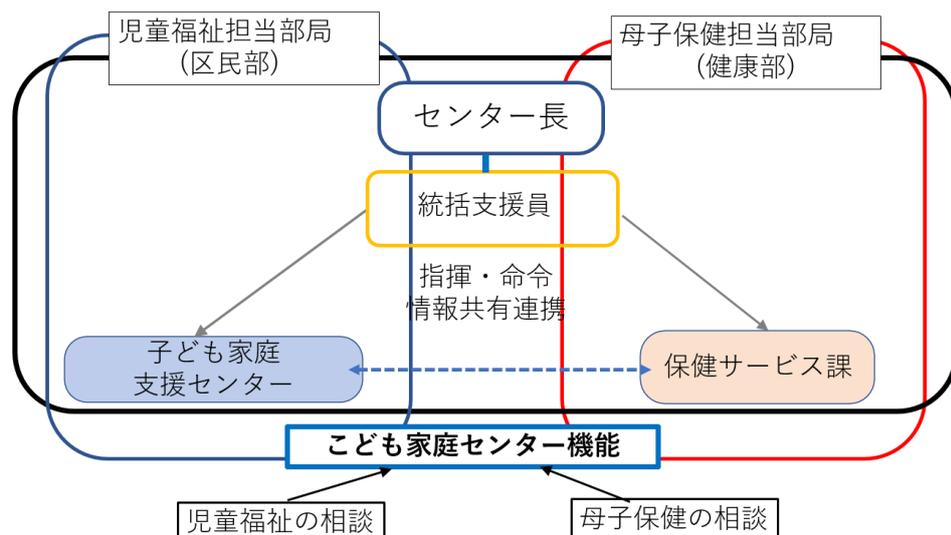
(1) 実施体制

本区では、区民部子ども家庭支援センターと台東保健所保健サービス課（浅草保健相談センター含む）のそれぞれが担う機能の連携を強化し、一体的な運用を図ることで「こども家庭センター」とする。

また、こども家庭センターの責任者は、区民部子ども家庭支援センター長の職にある者をもって、統括支援員は子ども家庭支援センターに配置する。

- ・ **センター長**（センター責任者）：妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、母子保健機能及び児童福祉機能の一元的な管理を行うための指揮命令を行う。
- ・ **統括支援員**（児童福祉と母子保健双方について十分な知識を有する者）：センター長の下で、実務面の中核となる業務マネジメントを担う。

<イメージ図>



(2) 主な業務

以下の児童福祉機能及び母子保健機能を事業実施要綱で定め、主な業務内容とする。

◆児童福祉機能

改正後の児童福祉法第10条第1項第1号から第3号まで及び第5号に規定する事業

- ① 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- ② 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。

③児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

④児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

その他、子ども家庭支援センターにおいて実施する全ての事業

◆母子保健機能

改正後の母子保健法第22条第1項第1号から第4号までに規定する事業

①妊産婦及び乳幼児等の健康の保持及び増進に関する実情を把握すること。

②妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと。

③サポートプランを策定すること。

④保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うこと。

3 相談支援体制強化の取組

(1) 児童家庭相談システム改修による一体的相談体制の構築

現在子ども家庭支援センターで使用している児童家庭相談システムの改修を行い、子ども家庭支援センターと保健サービス課の双方の職員が、支援を要する児童や妊産婦等の情報を共有できるしくみを構築するとともに、あらたに実施するサポートプランの作成に対応する。

(2) 統括支援員及び専門相談員の配置等による相談支援体制の充実

統括支援員は、母子保健・児童福祉のそれぞれの相談に対し、必要な助言を行うとともに、両機能の担当者が参加する合同ケース会議を開催し、支援を要する児童等に該当するかの判断や当該家庭への支援方針の検討・決定の調整を行う。

また、新たに増加する業務に対応するため、子ども家庭支援センターに専門相談員を配置し、支援を要する児童や妊産婦等の相談や支援を行う。

(3) AI相談支援システムの導入

子ども家庭支援センターの電話相談に、音声データとAIによるリアルタイムテキスト化（文字化）機能等を備えた相談支援システムを導入し、業務時間の削減や対応の迅速化、人材育成など、業務の効率化と相談員の対応力向上を図り、相談支援体制を強化する。

4 予算額

(1) こども家庭相談支援

33,243千円

(2) 要保護児童支援ネットワーク（充実分）

11,725千円

5 今後の予定

令和6年 7月	改修後の児童家庭相談システム稼働
10月	AI相談支援システム稼働